

市議第 4 号

各務原市議会委員会条例の一部を改正する条例について

上記の議案を別紙のとおり、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 1 2 条及び各務原市議会会議規則（昭和 4 6 年議会規則第 1 号）第 1 4 条の規定により提出します。

令和 4 年 1 1 月 2 5 日提出

提出者	各務原市議会議員	水 野 盛 俊
賛成者	〃	杉 山 元 則
賛成者	〃	瀬 川 利 生
賛成者	〃	黒 田 昌 弘
賛成者	〃	池 戸 一 成
賛成者	〃	川 瀬 勝 秀

提案理由

オンラインによる方法で委員会を開催できるようにするため、この条例を定めようとする。

各務原市議会議長 坂 澤 博 光 様

各務原市議会委員会条例の一部を改正する条例

各務原市議会委員会条例（昭和46年条例第9号）の一部を次のように改正する。

第15条の次に次の1条を加える。

（委員会の開会方法の特例）

第15条の2 委員長は、新型コロナウイルス感染症その他重大な感染症のまん延又は災害等の発生等により委員が委員会の開会場所に参集することが困難と認めるときは、映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができる方法（以下「オンラインによる方法」という。）で委員会を開くことができる。ただし、第20条第1項の秘密会は、この限りでない。

2 前項の規定により開く委員会において、オンラインによる方法で出席を希望する委員は、あらかじめ委員長に届け出なければならない。

3 前項の規定による届出をして、委員会に出席した委員は、委員会に出席したものとみなして、この条例の規定を適用する。

4 オンラインによる方法での委員会の開会方法その他必要な事項は、議長が別に定める。

第16条ただし書中「第18条（委員長及び委員の除斥）」を「第18条（委員長及び委員の除斥）第1項」に改める。

第18条に次の1項を加える。

2 前項の委員長又は委員が、第15条の2第2項の規定による届出をして、委員会に出席しているときは、当該委員長又は委員は、前項ただし書の規定による発言をオンラインによる方法で行うことができる。

第21条に次の1項を加える。

2 前項の規定により出席を求められた者は、オンラインによる方法で出席するときは、議長を経て、委員会にその旨を申し出なければならない。

第25条に次の1項を加える。

3 公述人は、オンラインによる方法で公聴会に出席することができる。

第28条に次の1項を加える。

2 前項ただし書は、オンラインによる方法で出席する公述人には準用しない。

第29条中第3項を第4項とし、第2項の次に次の1項を加える。

3 参考人は、オンラインによる方法で委員会に出席することができる。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。